

会社型外国 E T F に係る上場制度の見直し等について

平成 2 1 年 3 月 2 4 日
株式会社東京証券取引所

趣旨

平成 1 9 年 1 2 月に公表された「金融・資本市場競争力強化プラン（現 市場強化プラン）」に基づき、昨年 1 2 月 1 2 日に改正投資信託法が施行され、商品や商品先物を投資対象とする投資信託や投資法人の組成が可能となりました。

当取引所では、既に金価格に連動する E T F や商品指数に連動する E T F を上場しておりますが、諸外国の証券取引所では、商品の価格や商品指数に連動する会社型外国 E T F が活発に取引されており、それらの中には既に上場制度を整備した「投資証券」に類するもののほかに、「投資法人債券」に類するものもあります。

当取引所では、広く投資者に投資機会を提供する環境を整備して、我が国金融・資本市場の国際的な競争力を強化する考えから、このような会社型外国 E T F を上場可能とするためなどの所要の見直しを行うことといたします。

制度概要

項 目	内 容	備 考
1 . 上場対象	<ul style="list-style-type: none">資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的として設立された外国投資法人が発行する債券であって、日々の償還価格が商品の価格や商品指数等の特定の指標に連動するものを上場対象とします。現行の有価証券上場規程（以下「規程」といいます。）の「第 5 編 受益証券及び投資証券」の「第 2 章 E T F 」中の会社型外国 E T F の規定を見直します。	<ul style="list-style-type: none">同証券は、金融商品取引法（昭和 2 3 年法律第 2 5 号。以下「法」といいます。）第 2 条第 1 項第 1 1 号に規定する外国投資証券に該当します。同証券を信託財産とする、いわゆる「日本型預託証券（J D R）」についても上場の対象とします。
2 . 上場制度 (1) 上場申請者	<ul style="list-style-type: none">同証券の上場は、発行者及び管理会社からの申請により行うものとします。	<ul style="list-style-type: none">「管理会社」とは、外国において外国の法令に準拠して設立され、かつ外国において外国の法令に基づき同証券に係る資産について法第 2 条第 8 項第 1 2 号に

項 目	内 容	備 考
<p>(2) 上場審査</p> <p>(3) 上場管理</p> <p>(4) 実効性の確保</p> <p>(5) 上場廃止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場審査に係る基準は、既存の会社型外国 E T F の上場審査基準に準じた基準とします。 ・ 上場管理に係る基準は、既存の会社型外国 E T F の上場管理基準に準じた基準とします。 ・ 実効性の確保に係る基準は、既存の会社型外国 E T F の実効性の確保の基準に準じた基準とします。 ・ 上場廃止に係る基準は、既存の会社型外国 E T F の上場廃止基準に準じた基準とします。 	<p>掲げる行為(金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、金銭その他の財産の運用(その指図を含む。) を行うこと。) に相当する行為の全部又は一部を業として行う法人をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同証券と商品の価格や商品指数等の特定の指標が連動する仕組みを確認することとします。 ・ 発行体及び関係機関の適正性を確認することとします。 ・ 投資対象となる特定資産の価値と当該商品の価格や商品指数等の特定の指標との乖離率を日々開示することとします。
<p>3 . 売買制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売買制度は、外国株券の売買に係る制度に準じた制度とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同証券の売買は株式売買システムで行います。 ・ 信用取引制度の対象とします。 ・ 証券コード(銘柄コード) は、株券や E T F と同様に、固有名コード「 4 桁 」 + 予備コード「 1 桁 」の「 5 桁 」となる予定です。証券種類等識別コードは「 B 3 」となる予定です。

項 目	内 容	備 考
4 . 決済制度	<ul style="list-style-type: none"> 証券保管振替機構における口座振替により行います（外国株券の決済と同様の扱いとします。） 	<ul style="list-style-type: none"> 証券保管振替機構における制度やシステム等に係る所要の整備が行われることを前提とします。 同証券に係る権利処理等については、他の外国証券と同様の扱いとします。
5 . その他	<ul style="list-style-type: none"> その他所要の整備を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ETFのうち、カウンター・パーティーの信用リスクを伴う有価証券等（いわゆるリンク債やOTCデリバティブ等）を投資信託財産等とするものについて、投資者保護の観点から上場審査基準及び適時開示基準を追加します。 投資信託約款、信託約款、その他これに類する書類の変更を決定した場合及び法に基づき内閣総理大臣等へ届出を行うことを決定した場合のETFの適時開示について、不動産投資信託証券（REIT）と同様に軽微基準を設けることとします。 その他所要の改正を行います。

実施時期（予定）

- 平成21年5月を目途に実施します。

以 上